地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約の公表

番号	発注担当課	発注予定時期	契約名	契約の内容	契約相手方の選定基準	契約の相手方の名称及び所在地	契約日	契約金額	契約相手方とした理由
1	福祉部地域福祉課	令和8年12月	たつの市生きがいセンター樹木剪定業務委託	樹木の剪定 剪定後、樹木の運搬・処分	別表(2)				
2									
3									
4									

別表　契約の相手方の選定基準一覧表

第3号関係	(1)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令に定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）において製作された物品を買い入れるとき。
	(2)	障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令に定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から役務の提供を受ける契約をするとき。
	(3)	母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれらに準ずる者として総務省令に定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から受ける契約をするとき。
	(4)	生活困窮者自立支援法第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが同法第3条第1項に規定する生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から受ける契約をするとき。
第4号関係	(5)	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から新役務の提供を受ける契約をするとき。